

大久野村長 三沢三郎 氷川村長 木村文吉
 霞村長 山崎孫七 小河内村長 杉田郡平
 箱根ヶ崎村長 村山信太郎 榎原村長 吉野郡次
 福生村長 田村平左衛門 小宮村長 栗原重郎次
 調布村長 三田左内 三ツ里村長 佐藤藏之助
 三田村長 板倉正養 西多摩村長 中村喜三郎
 吉野村長 川上郡三 戸倉村長 岡本登久蔵
 古里村長 佐久間増太郎

(注) 立教大学所蔵資料に同様のものがある。

(飯田助丸氏蔵)

一六三 飯田快三他の境域変更反対上申書

廿六年二月廿四日調印

飯田快三外十名

東京府及ヒ神奈川県境域変更ノ法律案ニ反対スル上申書

謹テ内務大臣閣下ニ上申ス今回政府ハ神奈川県西多摩郡南多摩郡北多摩郡ヲ分割シテ之ヲ東京府ノ管轄^(ニ脱)属セシムルノ法律案ヲ衆議院ニ提出セラレタリ抑右三郡ハ廃藩置県以來神奈川県ノ管轄ニ属シ人情風俗ヲ異ニスルノミナラズ行政諸制度ヲ異ニシ地方税ノ如キハ地租

割ニ於テ二倍以上戸数割ニ於テハ五倍以上ノ輕重アリ且三多摩郡ヲ分割スルトキハ人口貳拾壹万六千九百四拾七人地租額拾五万七千七百余円ヲ減殺セラル是レ三多摩郡ハ勿論異下一般ニ於テ該案ニ不全意ヲ唱フルノ所以ナリ依テ忌憚ヲ願ス上申仕候頓首

(飯田助丸氏蔵)

(注) 曾根田重和氏所蔵資料に同様のものがある。

一六三 境域変更反対請願書

請願書

謹テ衆議院ニ請願ス今回政府ハ神奈川県西多摩郡南多摩郡北多摩郡ヲ分割シテ之ヲ東京府管轄ニ属セシムルノ法律案ヲ衆議院ニ提出セラレタリ抑右三郡ハ廃藩置県以來神奈川県ノ管轄ニ属シ未ダ曾テ變動アリシコトナシ蓋シ同県下他ノ郡区ト人情風俗ノ適合スル所アレハナリ然ルニ今俄カニ之レヲ東京府ノ管轄ニ移サル、ニ至ツテハ郡民ノ失意茲ニ名状ス可ラズ凡ソ行政ノ区画ヲ更改スルハ重大ノ理由ナカル可ラス而シテ今回ノ更改ハ主トシテ東京市水道起工ノ便否ニ由ルモノ、如シ然ラハ則チ其管轄ヲ變更セサルモ他ニ之レカ便益ヲ達スルノ途ナカルヘカラス然ルニ水道起工便否ノ為メ從來ノ慣習ヲ破砕シ人民ノ失意ヲ省ミサルガ如キハ某等其理由ノ存スル所ヲ知ル

ニ苦マスンバアラズ茲ニ該法律案ノ採用セラレサランコトヲ請願ス
誠惶頓首

(飯田助丸氏藏)

(注) 曾根田重和氏所藏資料に同様のものがある。

一六 境域変更反対理由書

東京府及神奈川県境域変更ニ関スル法律案ニ対シ反対スル

理由書

第一 神奈川県ト東京府トハ元來民情風俗ヲ異ニスルノミナラズ東京府ノ郡部ハ府下ニ接近シ平地坦途随テ収利多シ多摩郡ノ如キハ山林多ク土地僻陋ニシテ府民ト利害ヲ共ニスヘキモノニ非ス地方經濟ニ就テモ亦多額ノ差違アリ即チ第一別表ノ如ク戸數割ニ五倍〇一四七地租割ニ二倍二分七厘ノ増加ヲ来スニ因リ到底東京府地方税ノ負担ニ耐サルコト明ナリ是レ三多摩郡人民力此變更ヲ不利トスル所以ナリ

第二 神奈川県ハ現在一市十五郡ナルモ郡部ハ地租七拾貳万貳千七百九十円九十六錢八厘〔山林ヲ除キ〕人口ハ八拾貳万三千六百貳拾七人ニシテ三多摩郡ハ地租人口共ニ第貳別表ノ如ク多數ヲ占メ居リ右三郡ヲ分割スルトキハ地租ニ於テ五分ノ一強人口ニ於テ四

分ノ一弱ヲ減シ一県ノ經濟ニ大關係ヲ生シ地方税負担ヲ重カラシムルコト瞭然タリ

第三 東京府水道改良事業ニ対シテハ監督上水源ノ涵養保護森林濫伐ノ取締リニ付境域ノ變更ハ必要ナリト云フモ數百年ノ今日ニ至ル迄著シキ害アリシヲ見ス若シ行政上不便アリトセハ是等ノ取締ハ行政互ニ合議ヲ遂ケ其權域ヲ定ムル等便益ヲ計図スルノ方法他ニ途ナキニアラズ然ラハ則チ右等ノ不便決シテ之レナキモノト思考セリ

前項ノ如キ不利ナル神奈川県人民ノ不幸ヲ顧ミサルハ有害無益ノ法律案ナリト云ハサルヲ得ズ之レ該法律案ノ廃棄ヲ希フ所以ナリ
東京府郡部及神奈川県郡部戸數割税及地租割税比較表

第壹号表

年度	東京府郡部		神奈川県郡部		差額	
	地租割 一円ニ付	戸數割平均 一円ニ付	地租割 一円ニ付	戸數割 一円ニ付	地租割 一円ニ付	戸數割 一円ニ付
二十年	三〇〇	一〇二二	二四厘	九厘	一六厘	九三三
二十五年	三〇五	一〇二四	二五	二五〇	一五	九四三
平均	三〇三	一〇二八	二三	三三〇	一六九	八三八

第二号表

郡名	村数	大字数	地租 田畑宅地	戸数	人口
西多摩	一三	六	二六、七九、九元	二、三〇元	三、五五
南多摩	三〇	一五	六八、五八、九元	一四、九五	七、九七
北多摩	三	三七	六四、二五、五元	一三、六元	七、四九
計	四六	五〇	一五七、七四、四元七	三六、八三	二六、九七

(飯田助丸氏蔵)

一五 多摩三郡人民の境域変更反対意見

今回神奈川県東京府管轄境域変更法案ニ対シ神奈川県西南北多摩三郡ヲ東京府管轄ニ属スルトキハ全郡人民負担ノ軽重ニ付該案賛成者及ヒ反对者ニ於テ全ク正反对ノ比較表ヲ製シ各止否ヲ争ヒシガ今回政府ヨリ衆議院同法案特別審査委員ニ送付シタル内務省ノ取調ナルモノヲ閱スルニ多摩三郡ヲ東京府へ編入スルトキハ三郡人民ノ負担左ノ如シ

自廿二年度
至廿三年度
三ヶ年間平均地方税負担額

総額

一人当り

東京府郡部 貳拾万五千五百拾四三拾六錢三厘 六拾壹錢八厘

神奈川県郡部 貳拾八万貳千七百五拾貳四五拾六錢六厘

三拾貳錢九厘

差引東京府ノ増加一人当り貳拾八錢九厘

自廿二年度
至廿四年度
三ヶ年間平均町村税負担額

総額

一人当り

東京府郡部 拾一万五千三百六拾九四拾九錢 三拾八錢

神奈川県三多摩郡 拾一万六千三百八拾八四錢四厘 五十錢一厘

差引東京府ノ減額一人当り拾壹錢五厘

右ノ如ク地方税ニ於テハ東京府ノ増加一人当り貳拾八錢九厘町村税ニ於テハ東京府ノ減額拾一錢五厘ナレバ今町村税及ヒ地方税ヲ合算スルトキハ差引一人当り拾七錢四厘東京府ノ方増加スル割合ナリ之レニヨリテ多摩三郡ガ仮リニ東京府ノ管轄ニ属セリトスルトキハ現在同郡惣人員二拾三万三千八百二拾七人ニ負担ノ重キヲ加フルコト四万六千八百八拾五円八拾九錢八厘ナリトス

今多摩三郡人民カ管轄変更ニ由リ一年間ニ右ノ増税ヲ負担スルトキハ同郡人民カ此法案ニ反对シテ止マザルコト故ナキニ非ズト云フ可シ

東京府民飲料水ノ欠乏ヲ防クハ難キニアラズ

今回政府カ東京府神奈川県境域変更法案ヲ提出シタル理由ノ主点中ニハ将来東京府水道ノ水量減少ヲ防クコト其ノ一ニ在ルコトナルガ今水道沿岸ノ人ニシテ此事柄ニ精シキ人ノ談話ヲ聞クニ該水道ノ水量減少シテ東京市民ガ需要ニ不足ヲ告グル如キコト現在ノ儘ニテ后

後數百年以内ニハ必ず遭遇スルコトナカルベシト其理由ハ現ニ政府提出ノ管轄境域変更法案ノ理由ヲ見ルモ多摩川本流ヨリ該水道ニ注ク可キ水量ハ最モ減少シタル時ニシテ尚ホ百八十立方尺ノ量アルヨシナルガ此水量ハ之レヲ横浜水道ニ比較スレバ殆ソド數億方ノ人口ニ供給シ得ベシ然レトモ現在ニ於テ時ニ東京市民力水道ノ水量不足ヲ感ズルコトアルハ全ク上水水路ニ於テ十九ヶ所余ノ分水口ヨリ多量ノ水分派スルニ由ル而シテ右分水口ヨリ流出ス水ニハ沿岸人民ニ必要ナルモノト然ラザルモノトアリ現ニ分水口ヨリ分水ヲ求ムルハ沿岸人民ノ灌田飲料ニ必要ナルトキ東京府庁ニ願ヒ出少量ノ價格ヲ以テ之レヲ購求スルモノナレトモ其価額余リニ少額ナルヲ以テ治道人民ハ格別必要ナキニ多量ノ水分ヲ求メ居ルコト幾何ナルヲ知ラズ或者ハ一旦分水口ヲ購求シ數百倍ノ高価ヲ以テ之ヲ他人ニ転売シ不当ノ巨利ヲ博スルモノアリ或者窃カニ分水口ヲ大ニシ多量ノ水ヲ盜取スルモノアリ如斯不取締ハ水道沿岸ニ於テ往々アルコトナレバ是等ノ取締ヲ嚴重ニスルトキハ新宿大木戸水門ニ入ル可キ水量ハ殆ソド數倍スルヲ得ルガ故ナリト云フ

(注) 砂川昌平氏所蔵資料に同様のものがある。

(飯田助九氏蔵)

一六 神奈川県東京府の地方税額等比較表と

諸見解 (一一三)

(一)

年度	神奈川県郡部地方税			東京府郡部地方税		
	地租割 戸数割	人口割	老戸割	地租割 戸数割	人口割	老戸割
廿二年度	円 1,100	円 210	円 442	円 1,300	円 775	円 676
廿三年度	円 1,080	円 261	円 326	円 1,030	円 1,335	円 574
廿四年度	円 1,180	円 290	円 335	円 1,000	円 1,013	円 473
平均	円 1,146	円 237	円 350	円 1,175	円 965	円 556

〔此統計ハ東京府地方税ハ廿四一年一月府庁告示第二号廿五年一月告示第六号廿六年一月告示第二号及ビ郡部地方税収入精算報告書ニヨリ又神奈川県地方税ニ関シテハ全県公報ヨリ抜萃ス〕

年度	神奈川県郡部町村税負担額		東京府郡部町村税負担額	
	平均老戸 負担額	平均老人口 負担額	平均老戸 負担額	平均老人口 負担額
廿三年度	円 1,035	円 100	円 956	円 566
廿四年度	円 1,170	円 103	円 1,435	円 705
平均	円 1,167	円 105	円 1,495	円 655

〔東京府町村費ハ東京府第一課吏員川上属ニ付取調ベタルモノニヨリ
 地方税補助額ハ重複スルヲ以テ實際負担スル所ノ地価割戸別割當
 業割所得税附加ノ課目ニヨリテ算出セリ神奈川県町村費ハ廿三年度
 ハ廿四年一月神奈川県公報第四百六号町村歳出入予算報告ヲ採リ又
 廿四年度ハ神奈川県第一課長矢野属ニ付キ調査セリ〕

説明

本表ニ依テ考査スルトキハ地方税ニ付テハ神奈川県ヨリモ東京府
 ノ増加スルコト人口一人ニ付十九錢一厘四毛ナリ

町村費ニ付テハ東京府ヨリモ神奈川県ノ増加スルコト人口一人ニ
 付一錢六厘五毛ナリ

依而今右地方税町村費ヲ合算スルトキハ神奈川県ヨリモ東京府ノ
 増加スルコト人口一人ニ付拾七錢四厘九毛ナリトス

右ノ割合ナルヲ以テ神奈川県多摩三郡ガ東京府ニ属スルトキハ現
 在三郡人口ニヨリテ計算スルモ実ニ一ヶ年金三万七千九百四十銭

円九十八錢五厘ノ増税ヲ負担セザルヲ得ズ

因ニ言フ国庫下渡金ノ事ニ付テハ二三ノ比較表ヲ見ルニ之レヲ

掲ゲタルモノアレトモ實際地方税収入ハ之レヲ除キテ計算スベ
 キモノナルヲ以テ人民負担ノ輕重ニ關係ナケレバ本表ハ之レヲ

顧ミザル事トセリ

(注) 立教大学所蔵資料に同様のものがある。

(飯田助丸氏蔵)

東京府神奈川県実地地方税比較表

年 度	地租割一円ニ付	戸数割一戸ニ付
神奈川県廿五年度	廿錢七厘	廿九錢九厘
東京三多摩郡廿六年度	十九錢	廿七錢
	減スルコト一錢七厘	減スルコト二錢九厘

右ハ明治廿六年四月一日東京府令ニヨリテ三郡ヲ比較ス三郡ノ減ス
 ル總計実ニ〇三千八百八十三円廿三錢四厘トス

〇三郡ノ地租ハ計十六万七千七百四十六円四十五銭

〇三郡ノ戸数ハ計三万九千八百八十八戸

(砂川昌平氏蔵)

(三)

昨日発売ノ府下二三新聞ヲ見レバ神奈川県庁ノ取調ト称シ神奈川県
 下三多摩郡ト他郡トノ明治廿五年度経費予算ヲ掲ゲ其收支比較ヲ掲
 ゲタルガ其内西南北多摩三郡ハ地方税ヨリ支出ノ超過セルコト四千

貳百拾壹円三拾五錢三厘ニシテ明治二十五年度ニ於テ此金額ダケ他十二郡ヨリ補足スルトノコトアリ此事ニ付テハ不審ヲ懐クモノ少カラズ仍テ間日間県會議員森録三郎岡部芳太郎平戸清八ノ三氏ハ直チニ神奈川県庁へ出頭シ各項目ヲ審査シタルニ果シテ右計算書ニハ土木補助費ノ項ニ於テ南多摩郡ノ分九千九百八十五円六十三錢ダケ誤リテ記入セルヲ発見シタリ依テ右金額ヲ控除スレバ却テ西南北多摩三郡ヨリ他ノ十二郡へ五千七百七十四円二十七錢七厘ヲ補足スルコトハナルナリ而シテ廿五年度ハ西多摩郡ニ於テ二三ヶ所北多摩郡ニ於テ老ヶ所ノ道路開鑿工事アリ又多摩川ハ數回出水ノ為メ臨時急破ノ治水費二回ノ追加ヲナシ三郡トモ平年ヨリ地方税ノ多数ヲ要シタル年度ナルニ関セズ尚ホ多摩三郡ヨリ他郡へ五千有餘円ヲ補足スルヲ以テ見レハ平年ニ於テハ三郡ヨリ他郡へ支出スル金額ハ実ニ僅少ニ非ラザルヲ知ル可シ

明治廿六年二月廿六日

(注) 立教大学所蔵資料に同様のものがある。

(飯田助丸氏蔵)

一七 境域変更反対議員に対する神奈川県会

議員町村長他有志の謝意

肅啓

境域変更問題に付て者弊県八十万人衆之休戚に繋り一同痛感罷在候処貴下雪中をも無御厭御登院被成下公平なる御判断を以て本案否決に御賛成被下候段奉銘謝候成敗者数之免れざる処不得止義に御座候生等一同貴下の高義に感し聊茲に謝意を表し候

頓首

明治廿六年三月一日

神奈川県々會議員町村長外有志

小柳卯三郎殿

(「小柳家資料」立教大学蔵)

一八 多摩三郡境域変更法案可決についての東京市市会委員の謝意

京市市会委員の謝意

区域変更ニ係ル法律按可決ニ付謝状

三郡分割之義可決候ニ付テハ別紙謝状区會議員諸君へ呈シ度ニ付乍御手数速ニ御伝達相成度此段及御依頼候也

二月廿八日

東京市會議員

今井兼輔

(別紙)

拝啓陳ハ東京府神奈川県境域変更ニ関スル法律案ノ衆議院ニ提出セラ
ラルヤ無限ノ御配慮ヲ煩ハシ候処遂ニ大多数ヲ以テ可決セラル、
ノ美果ヲ得ルニ至リ候段偏ニ御尽力ニ因リ候儀ト深ク奉感佩候聊謝
辞申述度如此候也

明治廿六年二月廿八日

委員

- | | |
|-------|-------|
| 仁杉英 | 今井兼輔 |
| 山中隣之助 | 今村清之助 |
| 青木金七 | 稲田政吉 |
| 稲田政吉 | 仁杉英 |
| 今村清之助 | 芳野世経 |
| 佐久間貞一 | 楠本正隆 |
| | 山中隣之助 |

拝啓陳ハ東京府神奈川県境域変更ニ関スル法案本日両院ニ於テ可決
セリ右ハ種々障害モ有之候処終始御尽力ニ頼リ此好結果ヲ得満足致
候聊御謝辞申述度如此ニ候也
二月廿八日

東京市市会委員

郡部町村宛

- | | |
|-------|-------|
| 青木金七 | 今井兼輔 |
| 佐久間貞一 | 仁杉英 |
| | 山中隣三郎 |
| | 青木金七 |
| | 稲田政吉 |
| | 今村清之助 |
| | 佐久間貞一 |
| | 芳野世経 |
| | 楠本正隆 |

第2章 三多摩分離問題

拜啓陳ハ今般政府ヨリ東京府神奈川県境域變更ニ関スル法案議會ニ提出相成右ハ本市及上水沿岸各町村ニ対シ不容易關係ヲ有シ一同大ニ憂慮致シ候処幸ニ兩院ヲ通過シ好結果ヲ収メ候右ニ付而ハ不一方御配慮ヲ煩シ事此ニ至リ候義ニテ感佩之至ニ不堪候依而右御礼辭申述度 草々敬具

明治廿六年二月廿八日

委員連名

衆議院書記官長 水野遵殿

〔三多摩郡引継書〕(明治二六年) 東京都公文書館蔵

第三節 三多摩分離後の行政措置

一六九 三多摩分離後の神奈川県景況私見

三郡分割後ノ神奈川県景況如何

西多摩南多摩北多摩ノ三郡ヲ分割スルトキハ神奈川県管轄狭少ニ失シ一具維持ニ困スルカ如キ説アルモ敢テ然カラサラシ

三郡分割後ノ神奈川県管轄ノ戸数ハ十四万〇百四十九ニシテ人口ハ七十五万八千二百二十トス

戸数人口ノ尚其以下ニ在ル各県ハ左ノ如シ但罕レニ戸口ノ少シク増スモノハ△印ヲ付ス

県名	戸数	人口
群馬県	一三〇、九一九	七四九、〇三〇
山梨県	八一、九六九	四六三、二六三
栃木県	一四、〇二五	七二二、五一〇
奈良県	八五、九七八	五〇二、〇三三
宮城県	一三四、一二六	七七八、七七五
岩手県	一〇七、四一九	六七八、〇一三
青森県	一〇九、三〇六	六七六、六六五
秋田県	八五、六九七	五五一、三八九
福井県	一一〇、六〇五	七〇三、四八二
石川県	一一五、八三五	六〇五、〇一四
鳥取県	△一四一、一八六	七五三、四四五
島根県	七九、五〇五	四〇三、五八七
和歌山県	△一四七、四九三	七〇〇、六六五
徳島県	一一八、六四一	六三〇、六六七
香川県	一二七、九五〇	六八二、二二五
高知県	一一一、一一一	六七三、〇〇四
佐賀県	一二六、八四二	五八〇、三三〇
山形県	一〇四、一六〇	五六八、九二五
宮崎県	一一六、四三六	七六四、七〇一
	八三、四四三	四二四、〇三三

若分割ノ為メ神奈川県一県維持ニ困スト云ヘハ右ノ県ニモ亦維持スル能ハサルノ理ナリ

況シテヤ神奈川県各郡々別地方稅収支比較上ニ於テハ三郡ノ為メニ年額三千余円ヲ補足スルノ実アリ依テ之ヲ分離セハ此補足ヲ免カル

、ノ益アリ

神奈川 県有志者

〔小柳家資料〕立教大学蔵

明治二十六年四月十四日

憲兵司令官心得 春田景義(印)

東京府知事 富田鉄之助殿

〔指令録〕(明治二六年) 東京都公文書館蔵

一七〇 憲兵多摩三郡へ派遣の件通達

明治廿六年四月十四日

第一課主任 三浦忠晃(印)

知事(印) 内務部長 第一課長 庶務掛首席

別紙憲兵司令官心得ヨリ三多摩郡へ憲兵派遣ノ旨内牒ニ付テハ郡長

へ通達スルモノトス

内務部長

西
南
北
多摩郡長殿

憲兵司令官心得ヨリ左ノ通申越候ニ付為念及通達候也

〔左案ハ別紙全文ヲ書ス〕

〔朱書〕
『憲往第一四号』

先般法律第十二号ヲ以テ神奈川県ヨリ東京府へ転轄相成候三多摩郡

へ憲兵派遣スヘキ旨昨日陸軍大臣ヨリ被達候ニ付東京憲兵隊之内士

官名三二伍ヲ付シ同日午後四時出発派遣為致候間此段及御内牒候

也

一七一 多摩三郡境域変更にとともなる事務引継往

復文書

明治廿六年四月一日

第一課主任 松尾周三(印)

知事(印)

委員(印)

内務部長(印)
収税官長(印)
参事官(印)

御県西多摩郡南多摩郡北多摩郡ヲ本府ノ境域ニ移サレタルニ付土地
人民ヲ始メ行政事務悉皆御引継相成御演説ノ件々了承且簿書目錄正
ニ受領致候也

東京府知事

神奈川県知事殿

〔朱書〕
『往内第六六八号』

今般法律第十二号ヲ以而県下武蔵国西多摩郡南多摩郡北多摩郡ヲ本

月一日ヨリ貴府へ管轄替相成候ニ付テハ別冊演說書并目錄之通事務
及御引継候也

追而關省庁府県郡市之往復等之為メ処分未決了ニ係ル事件ハ別冊
付録之通ニ有之候也

明治二十六年四月一日

神奈川県知事 中野 健明(印)

東京府知事 富田鉄之助殿

(欄外注記) 『知事 書記官 収税長 書記 官房主任』

(注) 『三多摩郡引継書』(明治二十六年) 東京都公文書館蔵

(注) 別冊省略。

一三 多摩三郡の警察規則施行に關する往復

文書

明治廿六年三月廿九日 第一課主任 松尾周三(印)

知事(印)

内務部長(印) 第一課長(印) 掛首席(印)

直税署長 第二課長心得(印)

第三課長(印)

第四課長(印)

官房書記首席(印)

直税署課長(印)

間税署課長不在ニ付(印)

警視庁へ回答案

西南北多摩郡ニ係ル警察令発布ノ義ニ付警務第一四〇号ヲ以テ御協
議ノ趣了承自然警察ニ関スル願伺届ヲ当庁ニ差出ス者アルトキハ御
庁へ移牒可致此段及回答候也

東京府知事

警視総監殿

『朱書』
『警務第一四〇号』

西南北ノ三多摩郡ニ係ル警察規則施行上ニ付テハ詮議ノ次第有之当
分ノ間神奈川県ニ於テ從來施行シタル規則ヲ總テ適用スル事ニ取極
メ別紙ノ通警察令発布可致ト存候付テハ旧慣ニ泥ミ警察ニ関スル事
項ニシテ貴庁へ願伺届書等差出ス者有之哉モ難計候条若シ右等ノ書
面差出候者有之候ハ、当庁ニ御移牒相成候様致度此段予テ及御協
議候也

明治二十六年三月廿八日

警視総監 園田安賢(印)

東京府知事 富田鉄之助殿

警察令第 号

西多摩郡南多摩郡北多摩郡ノ三郡ニ係ル警察諸般ノ事項ハ当分ノ内
神奈川県ニ於テ従前施行シタル総テノ令達ヲ適用ス

明治廿六年 月 日

警視総監署名

(往復録) (明治廿六年) 東京都公文書館蔵

一七三 多摩三郡神奈川県へ管轄復旧に關する

建議ならびに請願書(一一二)

(一)

三多摩郡管轄復旧の建議

神奈川県會が三多摩郡管轄復旧の建議を可決せし由は既に記せしが
該建議書は愈昨十七日内務大臣へ差出せし由にて其の建議書は左の
如し

明治二十六年三月法律第十二号を以て西南北の三多摩郡を割き東
京府の管轄に属せられたり我が神奈川県の地方経済に影響を及ぼ
すこと尠からず其要旨は前年来本會が屢々建議する処の如し今之
れを再説することを要せずと雖も然れども本會が其の復旧を希望

する所以の意に至りては今日及びて前日に勝る者あり仰き願くは
次期の帝國議會に管轄復旧の議案を提出せられ本會の宿志を貫徹
せられんことを謹で建議す

(読売新聞) 明治二十七年一月一八日

(二)

謹而 (欠字) 院議長閣下ニ請願仕候本年二月我政府ニ於テハ東京市街飲
用水ヲ多摩川ヨリ引入レアルニ拠リ其管理上ニ便益アリト云フ目的
ヲ以テ該水路之地則チ武蔵国多摩三郡ノ境域ヲ變更シ神奈川県ノ管
轄ヲ移シテ東京府ノ管轄ニ為サントスルノ法律按テ帝國議會ニ提出
セラル、ヤ生等拳テ其不利ナルヲ唱ヘ當時貴衆兩院議長及ビ議
員ニ否決セラレンコトヲ請願加之總代ヲ派シテ当路大臣閣下ニ伺候
セシメ曲ニ其意衷ヲ陳ベ其情実ヲ訴ヘ縷々該按撤回ヲ歎願ニ及ヒシ
モ議容レラレズ終ニ兩院ヲ通過シ法律トシテ公布施行セラ、ルノ止
ムヲ得サルニ至リ爾來拾有月ヲ経ルモ更ニ其治績ノアルナク却テ
人民悉ク其治ニ慣レズ其制ニ習ハザル而已ナラズ不便ヲ感ズル益々
多ク費途負担ノ増々重キニ堪ヘズ其他都下ト鄙野ト風俗ノ異ナル人
情ノ同ジカラサル且ツ政府ノ目的トスル水道管理ニ付テモ更ニ現著
ナル便益ナシト聞ク之レ等ヲ以テ見レバ其境域ヲ變更シ人民ノ疾苦

ヲ願サルノ酷シキヨリ管理ノ法方ハ又タ他ニ在ラン故ニ生等ハ既ニ
 数十年來其治ニ慣レ其休戚ヲ俱ニシ其担フ所ノ費用モ又輕キ神奈川
 県ノ治下ニ復センコトヲ恋々トシテ止マズ伏シテ冀クハ閣下能ク其
 事実ヲ探糺シ生等ノ意衷ヲ憐察セラレ該法律ヲ改正シテ速ニ神奈川
 県ノ管轄ニ復シ人民ヲシテ其堵ヲ安セシムルコトヲ一同連署奉請願
 候 恐惶頓首

長谷川 彦八(印) 目代 岩藏(印)
 和田 直栄(印) 小倉 嘉一(印)
 蜂須賀 又次郎(印) 瀬沼 真藏(印)
 高下 鷲藏(印) 瀬沼 千代吉(印)
 高下 半平(印) 北島 熊吉(印)
 大久保 彦兵衛(印) 伊沢 喜兵衛(印)
 土屋 辰五郎(印) 榎本 吉五郎(印)
 金子 亀次郎(印) 山本 忠三郎(印)
 瀬沼 嘉吉(印) 加藤 忠三(印)
 清水 六右衛門(印) 石渡 保太郎(印)
 高橋 紋右衛門(印) 北島 彦四郎(印)
 瀬沼 直吉(印) 八木 小左衛門(印)
 北島 荒次郎(印) 高下 貞吉(印)

高橋 栄藏(印) 天野 浅右衛門(印)
 天野 龜吉(印) 高橋 市右衛門(印)
 北島 次郎吉(印) 篠田 常吉(印)
 土屋 仲藏(印) 高下 金藏(印)
 遠藤 茂吉(印) 土屋 佐助(印)
 大久保 銀八(印) 高下 周藏(印)
 大久保 良助(印) 高下 清吉(印)
 北島 徳右衛門(印) 土屋 藤吉(印)
 石渡 音吉(印) 大矢 森藏(印)
 目代 利兵衛(印) 瀬沼 吉左衛門(印)
 目代 藤太郎(印) 伊沢 藤八(印)
 篠田 金平(印) 角野 八左衛門(印)
 北島 幸右衛門(印) 北島 林藏(印)
 高橋 次郎吉(印) 柴田 源藏(印)
 蜂須賀 定吉(印) 山本 五兵衛(印)
 篠田 太右衛門(印) 土屋 民藏(印)
 浜田 佐五郎(印) 瀬沼 義平(印)
 篠田 彦右衛門(印) 浜田 忠右衛門(印)
 高下 佐次郎(印) 天野 七藏(印)

金子 巳之助(印)	和 田 浜次郎(印)	加 藤 久 蔵(印)	石 井 平兵衛(印)
金子 常吉(印)	小 倉 勘 蔵(印)	梁 川 弥 市(印)	石 井 平 助(印)
和 田 助三郎(印)	小 倉 茂三郎(印)	石 井 幸四郎(印)	滝 本 清左衛門(印)
石 井 文右衛門(印)	石 井 政右衛門(印)	瀨 沼 市之丞(印)	滝 本 勘左衛門(印)
遠 藤 伊三郎(印)	北 島 房次郎(印)	古 木 伝左衛門(印)	佐 藤 亢之助(印)
和 田 義左衛門(印)	小 倉 宇 八(印)	木 下 藤 太(印)	古 木 彦 八(印)
篠田源太左衛門(印)	瀨 沼 伊勢松(印)	石 井 政右衛門(印)	石 井 平右衛門(印)
市 川 文五郎(印)	柴 田 新右衛門(印)	石 井 三右衛門(印)	滝 本 嘉 平(印)
篠 田 清 蔵(印)	井 上 良 助(印)	古 木 伊兵衛(印)	北 島 良 助(印)
瀨 沼 仲次郎(印)	遠 藤 稻 蔵(印)	古 木 森右衛門(印)	滝 本 治兵衛(印)
柴 田 平左衛門(印)	瀨 沼 金次郎(印)	木 下 寅 吉(印)	古 木 熊太郎(印)
高 橋 佐平治(印)	北 島 吉五郎(印)	滝 本 清 吉(印)	古 木 増右衛門(印)
小 倉 武右衛門(印)	加 藤 甚兵衛(印)	滝 本 宇 吉(印)	滝 本 半治郎(印)
浜 田 半次郎(印)	蜂 須 賀 清兵衛(印)	滝 本 市右衛門(印)	大 谷 惣兵衛(印)
瀨 沼 由右衛門(印)	浜 田 仙太郎(印)	大 谷 文右衛門(印)	滝 本 弥 七(印)
中 村 弥太郎(印)	伊 沢 宇 八(印)	古 木 伝五兵衛(印)	大 谷 仲右衛門(印)
石 井 治 作(印)	小 倉 仲次郎(印)	佐 藤 幸 蔵(印)	佐 藤 太与吉(印)
白 井 要 助(印)	白 井 源 蔵(印)	滝 本 浅右衛門(印)	石 井 重 蔵(印)
白 井 与三郎(印)	篠 田 兼 吉(印)	木 下 円 蔵(印)	佐 藤 利 助(印)

佐藤 弥左衛門(印)

木下 文 藏(印)

大谷 弥五兵衛(印)

古木 利左衛門(印)

大谷 吉 藏(印)

大谷 泰 吉(印)

古木 伝 八(印)

滝本 八右衛門(印)

木下 喜兵衛(印)

大木 治兵衛(印)

木下 重右衛門(印)

大木 松太郎(印)

石井 藤右衛門(印)

石井 順 吉(印)

佐藤 源兵衛(印)

木下 染 吉(印)

大木 元治郎(印)

井上 助右衛門(印)

大木 岡右衛門(印)

大木 源 藏(印)

大谷 新兵衛(印)

滝本 長左衛門(印)

大谷 弥 市(印)

石井 正 助(印)

木下 松五郎(印)

佐藤 太郎左衛門(印)

明治四十五年三月二十五日 内閣書記官長(花押)内閣書記官(印)

内閣総理大臣(花押) 法制局長官(印)

外務大臣(花押) 陸軍大臣 文部大臣(花押)

内務大臣(花押) 海軍大臣(花押) 農商務大臣(花押)

大蔵大臣(花押) 司法大臣(花押) 逓信大臣(花押)

別紙両院ノ議決ヲ経タル東京府神奈川県境界変更ニ関スル法律案ヲ
審査スルニ右ハ衆議院議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

(別紙)

法 律 案

朕帝國議會ノ協賛ヲ経タル東京府神奈川県境界変更ニ関スル法律ヲ

裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣総理大臣

内務大臣

法律第五号

上奏案ノ通

二 東京府神奈川県境界の飛地交換に関する

法律(一一三)

(一)

〔朱書〕
『内甲二〇七』

〔朱書〕
『内甲二〇七』

別紙奏上有之度候也

明治四十五年三月二十三日

衆議院議長 大岡 育造(印)

内閣総理大臣 侯爵西園寺公望殿

衆議院書記官長 林田亀太郎(印)

(別紙)

衆議院ハ両院ノ議ヲ経タル東京府神奈川県境界変更ニ関スル法律案

ノ裁可ヲ奏請ス

明治四十五年三月二十三日

衆議院議長 大岡 育造

衆議院書記官長 林田亀太郎

(二)

『内務省秘第一九七号ノ内』

東京府神奈川県境界変更ニ関スル件

東京府及神奈川県ノ境界ハ大略多摩川流域ヲ以テ境界ト為セルモ間

々交互ニ飛地ヲ有シ治水教育徴税其他諸般ノ行政上不便尠カラサル

ヲ以テ東京府ノ地籍ニシテ多摩川流域以南ニ在ルモノハ之ヲ神奈川

県ニ編入シ神奈川県ノ地籍ニシテ同川ノ流域以北ニ在ルモノハ之ヲ

東京府ニ編入シ同川流域ヲ以テ両府県ノ境界ト為サントス依テ別紙

法律案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

明治四十四年十二月廿七日

内務大臣 原 敬(印)

内閣総理大臣 侯爵西園寺公望殿

(別紙)

東京府神奈川県境界変更ニ関スル法律案

東京府及神奈川県ノ境界ヲ変更スルコト左ノ如シ

一 東京府北多摩郡調布町大字上布田ノ内大字下布田ノ内狛江村大

字和泉ノ内多摩川以南ヲ神奈川県橋樹郡稲田村ニ編入ス

二 東京府北多摩郡砧村大字宇奈根ノ内大字大蔵ノ内大字鎌田ノ内

荏原郡玉川村大字瀬田ノ内大字下野毛ノ内多摩川以南ヲ神奈川県

橋樹郡高津村ニ編入ス

三 東京府荏原郡玉川村大字等々力ノ内多摩川以南ヲ神奈川県橋樹

郡中原村ニ編入ス

四 東京府荏原郡調布村大字下沼部ノ内大字嶺ノ内矢口村大字矢口

ノ内大字古市場ノ内大字原ノ内六郷村大字古川ノ内多摩川以南ヲ

神奈川県橋樹郡御幸村ニ編入ス

五 東京府荏原郡六郷村大字八幡塚ノ内多摩川以南ヲ神奈川県橋樹

郡川崎町ニ編入ス

六 東京府荏原郡羽田町大字羽田ノ内大字羽田獵師町ノ内大字鈴木

新田ノ内多摩川以南ヲ神奈川県橋樹郡大師河原村ニ編入ス

七 神奈川県橋樹郡稲田村大字宿河原ノ内多摩川以北ヲ東京府北多

摩郡泊江村ニ編入ス

八 神奈川県橋樹郡稲田村大字堰ノ内高津村大字久地ノ内大字諏訪

河原字兵庫島ノ内多摩川以北ヲ東京府北多摩郡砦村ニ編入ス

九 神奈川県橋樹郡高津村大字諏訪河原字向河原ノ内大字北見方ノ

内多摩川以北ヲ東京府荏原郡玉川村ニ編入ス

十 神奈川県橋樹郡中原村大字小杉ノ内多摩川以北ヲ東京府荏原郡

調布村ニ編入ス

十一 神奈川県橋樹郡御幸村大字上平間ノ内大字中丸子ノ内多摩川

以北ヲ東京府荏原郡矢口村ニ編入ス

十二 神奈川県橋樹郡御幸村大字小向ノ内多摩川以北ヲ東京府荏原

郡六郷村ニ編入ス

本法施行ノ為町村ノ財産処分ヲ要スルトキハ町村制第三条第二項ノ

規定ヲ準用ス

付則

本法ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京府神奈川県境界變更ニ関スル法律案理由書

東京府及神奈川県ノ境界ハ概ネ多摩川ノ本流ヲ以テ之ヲ分割スト雖其ノ間往々ニシテ交互飛地アリ之カ為治水教育徵稅其ノ他諸般行政上ノ不便勘カラサルニ依リ之カ組替ヲ為シ以テ東京府及神奈川県ノ境界ヲ劃定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

東京府ヨリ神奈川県へ編入

戸 数 八十五戸

人 口 五百七十四人

直接國稅 千四百八十六円

府稅 六百二十円
市町村稅 七百一円

神奈川県ヨリ東京府へ編入

戸 数 七戸

人 口 五十五人

直接國稅 二百八十四円

県 稅 百四十七円

市町村稅 七十五円

(三)

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治四十五年一月十七日〔貴〕

内務大臣提出東京府神奈川県境界変更ニ関スル法律案
右謹テ上奏シ恭シク

内閣総理大臣

聖裁ヲ仰キ併セテ帝國議會ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

内務大臣

明治四十五年一月十二日

〔公文類聚第三十六編卷二下〕(明治四五―大正一年) 国立公文書館蔵

内閣総理大臣侯爵 西園寺公望(花押)

『内甲一〇七』

明治四十五年一月十日 内閣書記官長(花押) 内閣書記官(印)

内閣総理大臣(花押) 法制局長官(印)

外務大臣(花押) 陸軍大臣(花押) 文部大臣(花押)

内務大臣(花押) 海軍大臣(花押) 農商務大臣(花押)

大蔵大臣(花押) 司法大臣(花押) 逓信大臣(花押)

別紙内務大臣請議東京府神奈川県境界変更ニ関スル法律案ヲ審査ス
ルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定帝國議會へ提出セ
ラレ可然ト認ム

法律案

呈案付箋ノ通

東京府神奈川県境界変更ニ関スル法律案

右